

平成 2 7 年洞爺湖町教育委員会第 2 回定例会会議録

日 時	平成 2 7 年 3 月 2 6 日（木） 1 3 : 3 0 より
場 所	役場第 1 委員会室
出 席 委 員	委 員 長 岩 原 義 美 委員長職務代理者 吉 田 聡 委 員 増 山 和 世 教 育 長 綱 嶋 勉
欠 席 委 員	無し
説 明 員	管理課長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄 社会教育課主幹 角 田 隆 志
会 議 録 調 整 者	管理課学校教育・保育グループ主査 高 橋 憲 史 管理課学校教育・保育グループ主任 今 谷 聡 夫
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【 開 会 宣 言 】	岩原委員長 開会を宣言する。（ 1 3 : 3 0 ）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	岩原委員長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	綱嶋教育長 2 / 1 4 胆振西部剣道選手権大会（温泉中体育館） 2 / 1 5 とうや冬まつり（水の駅ふれあい広場） 2 / 1 7 虻田・洞爺合同学校給食運営委員会（役場） 2 / 1 9 町防災会議（委員会室） 2 / 2 0 議会全員協議会（委員会室） 2 / 2 2 北海道農民管弦楽団洞爺湖公演（洞爺湖文化センター） 2 / 2 3 町教職員コンプライアンス会議（防災研修ホール） 2 / 2 4 入江・高砂貝塚整備検討委員会（防災研修ホール） “ 議会総務常任委員会（委員会室） 2 / 2 5 胆振管内教育実践表彰伝達式（教育長室）

- 2／26 定例教頭会（役場）
- 2／27 社会教育委員会議（役場）
- 3／1 洞爺高校・虻田高校卒業式（各学校体育館）
- 3／5 町議会3月会議（議場）
- ～13
- 3／8 ふれ合う心の文化広場（洞爺湖文化センター）
- 3／10 定例校長会（役場）
- 3／11 虻田中・洞爺中学校卒業式（各学校体育館）
- 3／12 洞爺湖温泉中学校卒業式（温中体育館）
- 3／14 町スポーツ指導者講習会（あぶた体育館）
- 3／17 町文化財運営審議会（役場）
- 3／18 町育英資金運営委員会（役場）
- 3／19 虻田小・温泉小・とうや小学校卒業式（各学校体育館）
- 3／20 定例教頭会（役場）
- 3／25 入江・桜ヶ丘・本町保育所修了式（各保育所）
- 〃 有珠山噴火防災訓練
- 3／26 洞爺保育所修了式
- 〃 教育委員会第2回定例会（委員会室）

岩原委員長

ただいまの教育長の報告につきまして、何かご質問ございませんか。

来栖委員

ネイパル洞爺に関してですけども、ネイパルの桜がきれいで、以前は入って行きたくても駄目と言われて、入れてもらえなかった。バスで花見を見せてくださいって言われても、ネイパル側で駄目と言われていたのですけども、今は建物もないので、見に行ったらバスを止めて勝手に入るというのはおかしいのですけども、その許可はもらえますかっていう事を聞かれてきたので。

綱嶋教育長

今の考え方的には、町には公園条例があります。その一つにしようということで検討しています。正式には北海道から移譲にならないと、洞爺湖町としていいですよとか、どうぞ自由に使ってくださいというのは中々できない。

来栖委員

停止線が引いてあるとか、入れなくなっていないのか。

永井課長

工事が先週末まであったものですから、防犯上の意味で簡単に手でよけられるバリケードはあります。

綱嶋教育長

建物がなくなっているので、通路は車が入っていけるのは従来どおりあります。

岩原委員長

・ 報告第 6 号	天野課長 3 ページでございます。報告第 5 号管理課所管の各種事務事業の取組状況についてでございます。管理課所管の事務事業の状況について次のとおり報告をさせていただきます。 1 点目でございます。寄附についてでございます。いぶり噴火湾漁業協同組合から洞爺湖町学校給食センターへ、ホタテ 2 0 7 キロいただきまして、これにつきましては学校給食のホタテのカレーということで提供させていただきまして、先月新聞等にも大きく出していただきましたということで活用させていただきました。 それから 2 点目でございます。虻田中学校校舎棟からアスベストが発見されたことについてということで、これについても過去の教育委員会協議会等でご報告させていただいたところでございますが、1 月 1 3 日に発見をされてこれらの対応ということで、2 月 1 1 日及び 1 4 日に北海道が定めた、建築物における吹きつけアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針による一部除去や囲い込み工事を実施して完了して今終わっているというところで。なお、今回新たに発見されたということで、再度、町内小中高の学校について、設計図書及び学校現場における目視等によるアスベスト使用の有無を現在確認してございます。年度内に終わるということで、今業者へお願いをしているところでございます。再点検が終わりましたら、またご報告をさせていただきますと考えてございます。 それで 3 点目でございます。町内小学校教員の不祥事についてということで、先ほど教育長諸般の報告にもあったように、懲戒免職処分となって、現在は町内から教員住宅も退去されて、転出されたという状況になってございます。これを受けて、2 月 2 3 日に町内の約 1 0 0 名いる教職員のうち 7 6 名参加をいただいて、コンプライアンス会議を開催して、教育長からの訓示それから町のカウンセラーの右田永子氏から「そのとき一線を越えないために」ということで、精神面からの講話をいただいた。それぞれ今後における不祥事を起こさないための研修をしたというところでございます。以上でございます。 岩原委員長 この件につきまして何かご質問ございませんか。 最近非常に教職員の不祥事というのが、よく出てきていますので、こういった研修等をぜひ積極的に取り組んで、今一度自分の身分というものを認識していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 なければ報告第 6 号社会教育課所管の各種事務事業の取組状況についてお願いいたします。 永井課長 5 ページでございます。報告第 6 号社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおりご報告をいたします。 まず 1 点目でございますが平成 2 6 年度胆振管内教育実践表彰の受賞につ
------------------	--

いてでございます。アプタフレナイの会（会長神馬久夫氏）が平成26年度の教育実践表彰を受賞されまして、2月25日に洞爺湖町役場において伝達式が行われております。

この表彰につきましては、学校社会教育等の振興発展に貢献され、教育実践活動を推進している個人あるいは団体を対象としているものでございます。フレナイの会につきましては、平成15年の発足以来、縄文まつり、体験学習等のイベントあるいは会員相互の学習会の開催など、その活動内容について、その功績が高く評価されたものでございます。

2点目でございます。北海道農民管弦楽団によります洞爺湖町公演、2月22日洞爺湖文化センターにおいて、洞爺湖公演が開催されております。この楽団については、農家あるいは農業関係者などで組織されているものでございまして、概ね道内の活動を農閑期にされているということで、他にも津波被災に遭われました岩手県の陸前高田市あるいは海外の演奏会などを行っているところでございます。今回の公演につきましては、350人のお客様に会場していただきました。

6ページになります。3点目は、史跡入江・高砂貝塚整備検討委員会の開催についてでございます。2月24日に貝塚の整備検討委員会が開催されております。この中で、有識者による委員の皆さんに協議をいただいております。協議をいただきました内容については、修正変更を加えて整備計画をまとめていくとともに、史跡の整備について取り進めてまいります。なお、本計画書については次の教育委員会議に提出を予定しております。

4点目は、きずな学級講演会の開催でございます。2月27日、洞爺湖町役場の防災研修ホールにおきまして、今回環境をテーマとして「今日よりいいアースへの学び」と題しまして、講演会を開催してございます。今回は環境をテーマということでございまして、町内で収集されていくごみの最終処理までの講演をいただきました。

会場につきましては、35名の方々が参加されまして、講演の後、グループ討議で家庭でのごみの減量、あるいはリサイクルについて意見交換がされております。

5点目につきましては、広域スポーツセンター指導者派遣事業ということで、3月14日あぶた体育館におきまして、平成26年度洞爺湖町スポーツ指導者講習会を開催しております。講師には福井県から日本トレーニング指導者協会の津田達也氏をお招きいたしまして、生涯スポーツの現状あるいは課題についての講演をいただいて、その後体幹トレーニングの実技等を学びました。67名の参加をいただきました。

それと、先ほど教育長が諸般の報告でおっしゃってございましたけども、資料で平成26年度社会教育事業についてという資料を添えてございます。社会教育委員会議でまとめた資料でございますが、社会教育事業の各種委員の会議や社会教育、社会体育、文化財等の年間の事業がまとめてございますので、後ほどご参照いただければと思います。以上でございます。

	岩原委員長 ただいまご報告ございましたけれども、これについて何かございませんか。 2 番の北海道農民管弦楽団は私も参加させてもらいましたけれども、かなりのメンバーですね。来場者も会場がびっしりでびっくりしたのですけれども、演奏者の数もかなりの数で、非常にすばらしい演奏聞かしてもらったということで、非常に感銘しておりました。メンバーの中にも洞爺湖町のメンバーの方もおられるということで、この管弦楽団自体を知らなかったのですけれども、いい機会に会わせていただいたなと思っております。ありがとうございます。 他に何かございませんか。 広報の中にも社会教育の年間の事業の計画なんかも出されておりましたけれども、非常に多種にわたって青年とか子供とか年齢等に合わせた行事を非常によく組まれているなという感じを受けておりました。先ほどの教育長の報告の中でもまたさらに方向を変えたものとか、そういったものも検討をしたいという報告もありましたけれども、ぜひまた効果が上がる行事、事業等をお願いしたいと思います。 なければ次に移らせていただきます。
日 程 第 5 【 議 決 事 項 】 ・ 議案第 1 2 号	岩原委員長 洞爺湖町教育委員会部局の人事異動につきまして、これは、会議規則第 20 条第 1 項第 1 号の規定により、職員の人事案ということで非公開といたします。 よろしいですか。 « 「はい」という人あり » それでは非公開ということで、議案第 1 2 号洞爺湖町教育委員会部局の人事異動についてよろしくお願いします。 _____ 非 公 開 _____ « 議案第 1 2 号洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について 提案どおり承認 » _____ 非公開終了 _____
・ 議案第 1 3 号	岩原委員長 それでは続きまして議案第 1 3 号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の制定についてお願いいたします。 天野管理課長 それでは 8 ページでございます。議案第 1 3 号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の制定についてでございます。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則を次のように定めるものとさせていただきます。

この制定理由でございますが、さきの議会３月会議におきまして、制定しました洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の施行に関して、必要な事項を定めるということで、この条例につきましては子ども・子育て支援法によりまして、従前保育料と言っていましたが、今回は名前が変わりまして、利用者負担ということになります、根拠を定めなさいということで条例で定めましたので、それについての施行規則というものでございます。規則の中に入ります。

第１条については、趣旨でございます。

第２条第１項につきましては、利用者負担額ということで、これにつきましては別表第１に定めるところということで表でまとめてございます。第２項につきましては、月の途中で入所または退所した場合の利用者負担額を日割りとするという定めでございます。３項につきましては、支給認定子どもに係る支給認定保護者または扶養義務者の異動その他特定教育・保育施設等に入所中の支給認定子どもの属する世帯に生じた事由により別表第１の階層区分を変更することができること。事情が変わったときには変更しますという定め。

それから９ページまいりまして、第３条でございますが、一時預かり保育の利用料ということで、昨年６月から試行的に本町保育所の子育て支援センターで一時預かりを試行的に行ってございましたが、この４月１日から本格的に施行するというので、規則の中で新たに使用料を徴収することができるという定めを規則に置いたこと。それから２項におきましては、一時預かりの利用料については、別表第２に定めるところによることとすること。

それから第４条利用者負担額の通知ということで、利用料については、保護者又は扶養義務者に通知するものとすること。

それから第５条利用者負担額の減免。減免ができますので、減免を希望する場合はそれらの書類を提出すること。

それから第６条につきまして、利用者負担額及び一時預かり利用料の納入ということで、納入についての定め。

それから第７条につきましては、利用者負担額の督促ということで、期限までに納めない時には督促いたしますという規定。

それから第８条その他、これら規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるというような定めとしてございます。

それで１１ページに飛びまして、別表に入ります。これら条例で利用者負担については規則で定めると言っていますので、細かくこの表について落としたというものでございます。まずこの表の階層区分でございますが、国は８区分になってございますが、町は７区分として国の７と８を一つにしているということで７という形にしているものでございます。それから、従前は所得税額によって保育料をここでいう利用者負担額によって算定していたも

のが、新制度では町民税の額によることと新たにしたこと。この階層の定義の中に書いてございますが、市町村民税等の所得割額等とか書いてあります。ここが所得税から変わったということ。それから3階層から6階層の中にA、B。それからA、B、Cと2区分、それから3区分しているものがございまして、これは利用者負担額の差が大きくならないように、町独自に細区分してございます。これは、従前と同様に区分をしているということ。それから4つ目でございますが、利用者負担額の算定に用いる税額が、所得税から町民税に変わることにより、利用者負担額に変更が生じることが想定されることから、子育て支援法において、年少扶養控除等があるものとみなして税額を算定する仕組みが子育て支援法の制定によって廃止されることになっておりますけれども、3月31日に在園している者が、4月1日以降、引き続き在園する者に限り、年少扶養控除及び特定扶養控除があるものとみなして税額を算定してもよいという新法の定めになっていますことから、附則の第2項において利用者負担額の特例措置をして、在園児に限り卒園するまでの間、これを適用することができるという規定を置いたというものでございます。これによって、所得税から住民税に変わったことによる、利用者負担額への影響額が、概ね抑えられるということで考えてございます。住民税から所得税に変えたことによって3人以上いる方が上がったりします。それから逆に下がることもあるのですが、先ほど言った附則2項を置いたことによって、従前の年少扶養控除それから特定扶養控除があったものとみなして計算するとほぼ従前のように抑えられるということで、それらを適用することで、影響を少なく抑えるという附則の規定を置いたというものでございます。それから5つ目といたしまして、この表中の利用者負担月額につきましては、従前の保育料の額と統一ということで、この額の変更はしてございません。この表の概ねの中身でございます。

12ページに参りまして、2ということで4月から8月までの間におけるこの表の適用については、この表の2から7階層中、当該年度の市町村民税とあるのは、前年度の市町村民税とすると規定してございますが、従前については前年の所得税について確定すれば1年間同じ保育料であったものが、新法においては、新たに4月から8月までの利用者負担については、前年度の税額によって決まって、9月から3月については当該年度の市町村民税ということで2回、途中で保育料が変わるというような仕組みになるということなものですから、それらを2で謳ったというところでございます。

それから13ページにまいりまして、8でございますが、2階層から7階層までの世帯であって、同一世帯において、小学校就学前子どもが複数人同時に子ども・子育て支援法の認定を受けない幼稚園、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用している場合、要するに例えば保育所に入っているよという場合に限って、この表の適用については最年長の子供から順に2人目は、この表の利用者負担額の100分の50。要するに2分の1にします。それから、3番目以降については無料とするということで、これにつき

ましては従前も同じような形でやっておりましたので、同じように、子供が3人以上いた場合には、2人目半額、3人目以降は無料にしますというような形をとるということをそのまま置いたというのが今回の改正。

それから14ページにまいりまして、別表第2になってございますが、先ほど言ったとおり、一時預かりを新たに本格施行するということで、1時間250円とするということで、これも額は変わってございません。1日8時間、最大2000円。午前1000円、午後1000円の2000円ということで、これは試行の時とは変わってございません。というような表の定めとした。

それから15ページから17ページについては、それぞれこれら規則に定める様式ということになっているものでございます。

それから戻りまして、附則でございます。9ページでございます。この規則は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）施行の日から施行するということで、具体には平成27年4月1日からの施行ということになるものでございます。それから、10ページになりまして、の利用者負担額の特例措置2ということで、先ほど説明したところが、規則で定めるとこのような言い方になるということで、2第2条第1項の利用者負担額について、洞爺湖町保育所条例（平成18年洞爺湖町条例第92号）に規定する保育所。これは常設保育所の4保育所の事でございます。及び洞爺湖町広域入所保育実施要領（平成18年洞爺湖町教育委員会訓令第20号）に規定する保育所に平成27年3月31日に在籍していた支給認定子ども（以下この項及び次項において保育所利用子どもという）が平成27年4月1日に引き続き保育所を利用する場合の利用者負担額は、当該保育所利用子どもの第3号及び第2号認定期間中に限り、町民税額算定時において保育所利用子どもの属する世帯に16歳未満の子供の扶養控除、これが年少扶養控除というものです。及び16歳から19歳未満の特定扶養控除に該当する子ども（当該保育所利用子どもを含む）がいる場合、当該年度町民税控除額を加算した控除額で町民税を再計算し、利用者負担額を算出するということで、従前のやり方でいいですということで算出してあげますという規定を設けた。それから3保育所利用子どもが保育所を月の途中で退所し、再度月の途中で入所した場合は、前項の規定は適用しない。ただし、平成27年8月31日までの間に保育所利用子どもが保育所を月の途中で退所し、再度月の途中で入所した場合は、この限りではないというようなことで規定を設けたというものでございます。説明は以上でございます。

岩原委員長

保育所の利用規定又保育料に関する事がただいま説明ございましたが、これについて何か皆さんの方からご質問ございませんか。

12ページの2について、4月から8月の間の表の適用については当該年度の市町村民税とあるのは前年度の市町村民税ということですね。

天野課長

・ 議案第 14 号	要するに 27 年度に賦課された税額で支払う分が 9 月から。4 月から 8 月までが前年度の 26 年度に賦課された税でいくということです。 岩原委員長 今後もずっとその流れでいくということか。 天野課長 そうです。今までは 1 年間だったのですが、これからは 4 月から 8 月までとそれから 9 月からと 2 回。変わる可能性が所得によってある。1 年通年ではなくて、その所得の捕捉の仕方を変えますよということ。法律の改正によって同じようにする。 岩原委員長 他皆さんの方から何かございませんか。 所得税から割り出すのと市町村民税からではさほどそう大きな変化はないということですか。 天野課長 附則 2 項を適用した場合です。適用しないと子供が 3 人以上いる場合、試算すると上がる方が、また逆に 2 人だと下がる場合もあるのですが、下がる場合は確かにいいのかもしれませんが、上がる方の影響もありますので、この年少扶養控除だとかやった場合に、基のほぼ影響しない保育料になります。正確に所得税と住民税がどこで一致するというのは、なかなか国は標準で言っていますけど、具体的に子供の数だとか所得が違うので一致しない。だから全部 100% うまく合わせるということは正直できませんので、この国が言っている激変緩和だと思うのですが、その年少扶養控除なり特定扶養控除を入れることによって、ある程度それを抑えられる。在園児に限ってです。新しく入る方については、新しい法を適用しますので、その影響とかはもともと出てこない。 岩原委員長 この階層区分の捉え方は以前とは変わっていませんよね。 天野課長 階層につきましては、国の方が 8 階層の中で上限決めている。その以内で市町村は決めなさいということで、これらの階層は内数で決めていいですよということにしていますので、もともと国が定めている階層の上限で定めているわけではございませんので、全体の平均でうちの町は大体 70% で設定してございますので、そのままでいっています。 岩原委員長 何かございませんか。 « 「ありません」という人あり » なければ、議案第 13 号を終わらせていただきます。 続きまして、議案第 14 号洞爺湖町保育所条例施行規則の一部改正についてお願いいたします。 天野課長
-------------------	---

18ページでございます。議案第14号洞爺湖町保育所条例施行規則の一部改正についてでございます。

洞爺湖町保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。

この改正でございますが、昨年12月の町議会12月会議におきまして、洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例を制定した際に、附則において洞爺湖町保育の実施に関する条例を廃止してございます。

同条例を廃止したということで、同条例の施行規則も同様に今回廃止するというものとしてございまして、廃止する規則の中に定められています入所の手続等の必要なものを、どこかに新たに定めないと困るということで、ここに必要なものを定めるということで、この洞爺湖町条例施行規則の一部を改正して、それらも盛り込むという改正をするというものでございます。

それでは、28ページの新旧をご覧くださいと思います。28ページの新旧対照表でございますが、右側は現行、左側が改正案。

第4条の見出しでございますが、開所時間等を保育時間に改め、同条の本則の中で開所時間及びとただし以降を削るということ。

それから(1)の開所時間を保育標準時間に改め、(2)の2号を保育時間を保育短時間に改めるというものでございます。

それから、7条の以下に新しく8条、9条、10条、11条、12条、13条、14条ということで、新たに加えるということが先ほど言った必要なものを足すというものでございます。8条については保育の実施ということで、それぞれ保育をこうしますよという根拠をまず置くということで、条例第10に規定する保育所なり、それら他の市町村の保育所を協定によるそれぞれ預けたり預かったりしていますので、それら保育をしますということ。それから第9条では入所の制限及び解除ということで、制限では、(1)に感染症又は悪質な疾病を持った児童等。感染の恐れがある場合は、これらを制限したりまたは解除しますというようなことをここで新たにこちらに持ってきたこと。

それから第10条で入所の手続ということで、手続き関係をこちらでちゃんとしますという規定。それから第11条で入所の承諾関係。それから12条は今度は退所の関係。それから13条で異動の報告ということで、入所児童並びに保護者等の異動等があった場合に届け出をすること。それから14条で一時預かり保育ということで、本格的に一時預かりをしますので、実施することの規定。それから2項では、それぞれ1回当たりの一時預かりをする定員を定めること。

それから30ページに参りまして、8条であったものを15条に改めるということで、中で新しいもの入れましたので、8条を15条に改める。内容は書いていませんが、条がずれたというものでございます。

それでは20ページに戻っていただきまして、附則でございます。この規則は27年4月1日から施行するものでございます。2項でございますが、

・議案第 15 号

洞爺湖町保育の実施に関する条例施行規則の廃止ということで、先に条例を廃止していますので、それにその下にあった規則を廃止をするという規定でございます。

なお様式等が 21 ページから 27 ページまでございますが、この説明は省略させていただきます。以上でございます。

岩原委員長

ただいまのご説明に何かご質問ございませんか。

« 「ありません」という人あり »

なければ議案第 14 号を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 15 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理についてよろしく願います。

天野課長

それでは 31 ページでございます。議案第 15 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定めるものでございます。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなり、教育委員長と教育長を一本化した責任者、新たな新教育長を置くこととなることから、これら関係する規定の整備をするというものでございます。それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。35 ページでございます。

洞爺湖町教育委員会公告式規則新旧対照表でございます。現行第 1 条の趣旨中、第 14 条第 2 項を第 15 条第 2 項に改め、第 2 条第 2 項中、委員長を教育長に改めるというものでございます。

続きまして、36 ページにまいります。洞爺湖町教育委員会会議規則の一部改正でございます。第 2 条の委員長の選挙につきましては、これは削除でございます。それから、第 3 条につきましては、委員長職務代理者の指定。見出しでございますが、教育長職務代理者の指定に改め、第 3 条を教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときはあらかじめその指名する委員がその職務を行うということで、新たな法律の規定どおりの規定に改めるものでございます。それから 37 ページに入りまして、第 4 条の見出し中委員長等を教育長等に改め、第 4 条第 1 項、第 2 項中、委員長を教育長に、委員長職務代理者を教育長職務代理者にそれぞれ改めるものでございます。第 5 条中、委員長を教育長に改め、第 6 条第 2 項中、委員長を教育長に改め、第 3 項も同じく委員長を教育長に改める。第 4 項を全面的に改正をしてございます。

臨時会は教育長が必要と認めたとき又は委員の定数の 3 分の 1 以上の委員から会議に付すべき事件を付して会議の招集を請求された場合は遅滞なくこれを招集しなければならないということで、新たな今回の法律の改正により、

3分の1以上ということで法律で規定されたことによる全文改正をしているところでございます。

続きまして、第7条から38ページの第9条、第10条、第12条、第13条、第15条、39ページの第16条、第17条中、委員長を教育長に改めるというものでございます。それから第18条につきましては、これは削除ということになります。

それから、第20条でございますが第1項本文でございますが、及び委員を及び教育長または委員の発議によりということでここを改めること、それから40ページにまいりまして、同条第2項及び第3項中、委員長を教育長に改め、それから第22条第1項第7号中、委員長を教育長に、第2項につきましては委員長を教育長、それから、教育長が推薦する者を指名した者に改める。

それから第23条、第24条、第25条中、委員長を教育長に改めるという改正でございます。続きまして、42ページにまいります。洞爺湖町教育委員会傍聴規則の一部改正でございます。第2条から43ページの第9条までのそれぞれ改正につきましては、委員長を教育長に改めるというもので字句の整理でございます。

続きまして44ページにまいります。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正でございます。第1条中、法第26条第2項各号を法第25条第2項各号に改め、第2条中、法第26条第2項を法第25条第2項に改める。それから、第2項を全面改正しまして、教育長は、法第25条第3項の規定に基づき、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。これにつきましては、今回の法改正の関係で新たに同様の規定を置くというものでございます。

それから第3条については、新しく置くものでございます。第3条の事務局職員の臨時代理ということで、教育長に事故があるときなど、教育長職務代理者が教育長の職務を執行するにあたり、自ら事務局を指揮監督し、事務執行を行うことは困難である場合は、法第25条第4項の規定により、その職務を次の順序により、事務局職員に委任し、事務局員をして臨時に代理させることができる。(1)管理課長。(2)社会教育課長ということで、これも法の改正による新たにするというものでございます。1条ずれましたので、委任の特例第3条を第4条に改めるということでございます。次のページでございます。

46ページでございます。洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部改正でございます。第1条の中で、第18条第2項を第17条第2項に改める規定でございます。

47ページにまいります。洞爺湖町教育委員会公印規則の一部改正でございます。公印の中の委員長印それから職務代理者印を削除するというものでございます。改正の規則は以上でございます。

33ページに戻っていただきまして、附則の前の第7条で、洞爺湖町教育

・議案第16号	委員会教育長職務代理規則の廃止ということで、洞爺湖町教育委員会教育長職務代理規則（平成22年洞爺湖町教育委員会規則第1号）は廃止するということで、先ほどの中で職務代理が事務局の指揮監督をすることは困難な場合は、管理課長また社会教育課長に委任して事務局にして臨時に代理させることができるということで、こちらで先ほど決めましたので、この規則を廃止するというものでございます。 それでは附則でございます。第1条この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。第2条でございます。洞爺湖町教育委員会公告式規則の経過措置でございますが、この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「旧法」という）第16条第1項に定める教育長として現に在職している場合にあっては、その任期に係る教育長としての在任の間は、第1条の改正規定中第2条第2項は適用せず、この規則による改正前の洞爺湖町教育委員会公告式規則第2条第2項の規定は、なおその効力を有するということで、現在の教育長の任期が来年の5月17日までございますので、その間は従前のおりでいいと法律で経過措置がございますので、そういう経過措置を置くというものでございます。 それから、第3条の洞爺湖町教育委員会会議規則の経過措置から第8条の洞爺湖町教育委員会教育長職務代理規則までの経過措置につきましては、同様に現教育長が旧法律の第16条第1項に定める教育長として、在任している間にあってはその任期に係る教育長としての在職の間は、それぞれ旧定めによってなおその従前の例によるという経過措置をそれぞれ置いたというものの附則でございます。以上でございます。 岩原委員長 これは先の会議の中でも話されていた事で皆さん十分ご理解されているかと思えますけれども、教育行政の規則の改正によって、教育長の件、また委員長職がなくなるという形の中での規則の改めだと思いますが、これについて何かご質問ございませんか。 天野課長 34ページ附則の中で条例と記載されておりますが、全て規則です。大変申し訳ございません。 岩原委員長 訂正を求められましたので、よろしくお願いいたします。何かご質問ございませんか。 «「ありません」という人あり» なければ、議案第15号を終わらせていただきます。 続きまして、議案第16号洞爺湖町立学校管理規則の一部改正についてお願いいたします。 天野課長
----------------	--

・議案第 17 号	48 ページでございます。議案第 16 号洞爺湖町立学校管理規則の一部改正についてでございます。 洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。 この改正理由でございますが、北海道における市町村立の小学校及び中学校における、事務主任の命課基準が平成 27 年 2 月 2 日付けで一部改正をされ、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることにより、同様に町の規則を改正するというものでございます。 改正の趣旨でございます。平成 26 年度より公立小中学校事務職員採用試験において社会人経験者の採用では年齢制限が撤廃されたところでございます。今後こうした民間企業等で経験を有する人材の任用に当たっては、採用前の経験、実績を任用上適切に評価しそれに見合った処遇を行うことができるよう役付職員での採用を可能とするため、北海道の基準において、整理を行うこととされたことに伴うものというものでございます。改正内容でございますが、採用時において事務主任の命課に必要な在職年数を満たしているものを事務主任の職で採用できるよう所要の改正を行うというのが具体的な内容でございます。 49 ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。別表第 3 でございます。小学校及び中学校の事務主任の命課基準の中の 1 の括弧 1 の中の職員としての在職期間が命課の日において、1 年未満の者（国又は他の地方公共団体等から引き続き採用されたものを除く。）、を削除するという具体的な改正になります。 48 ページに戻ります。附則でございます。この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行するということで、道の改正と同様にするものでございます。以上でございます。 岩原委員長 ただいまの説明について何かご質問ございませんか。 «「ありません」という人あり» 法の改正により規則の改正ということでございます。なければ第 16 号を終わります。 続きまして、議案第 17 号洞爺湖町一時預かり事業実施要綱の一部改正についてお願いいたします。 天野課長 50 ページでございます。議案第 17 号洞爺湖町一時預かり事業実施要綱の一部改正についてでございます。 洞爺湖町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。 この改正理由でございますが、先ほど一部出ましたが、昨年 6 月から試行という形で一時預かりを実施していたところでございますけども、新年度から本格的に実施するということで、これら試行も踏まえて、これら要綱の整
------------------	--

備をするというものでございます。

それでは55ページの新旧で説明をさせていただきます。55ページをお開きください。

題名でございますが、一時預かり事業を一時預かり保育事業と保育入れるというものでございます。第1条中、一時預かり事業、一時預かり保育事業に改め、第2条でございますが、第2条は全面でございます。子育て支援センターでやってございますが、町内各保育所で実施するということでします。これを全面的に変えるということで、第2条一時預かり保育を実施する施設は、洞爺湖町保育所条例施行規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第23号。以下「保育所施行規則」という。）第14条に規定する保育所（以下「一時預かり保育所」という。）とするということで、常設保育所4カ所のことを指しているものでございます。

それから、第3条でございます。第3条本文についても整理をして全文改正ということで、一時預かり保育の対象となる幼児は洞爺湖町に住民登録があり、保育所施行規則第8条に規定する保育所へ入所していない児童であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし教育長が認めた場合はこの限りではないというものに改めるものでございます。

次のページ、56ページにまいります。第4条中、子育て支援センターが保育所施行規則第5条でに改め、第5条中、金曜日の午前9時から午後5時を土曜日の午前8時30分から午後4時30分までに改め、第6条中、利用登録書を一時預かり保育利用登録書（別記様式第1号）に改め、利用申込書を一時預かり保育申込書（別記様式第2号）に改め、それから第7条中、費用負担（以下「利用料」という。）を利用料（以下「一時預かり利用料」という。）に改め、第2項を全文改めるということでございます。前条に規定する一時預かり利用料は、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成22年洞爺湖町教育委員会規則第号。）、これは今回議案に載っていますので、制定された段階で番号が入ります。議案のときには空欄となつてございますので、ご了承いただきます。（以下「利用者負担施行規則」という。）第3条に定めるところによるということで、先ほど言った1時間250円のことをさしているものでございます。それから3項といたしまして、180円を200円とするということで、試行の間は180円とっておりましたが、実際には小さい子ではなく、その利用者が大きいということで、食べる実費相当ということでとっているものですから、そのお子様が年齢が高いということで、それらに合わせた昼食の負担とさせてもらおうということで、20円上げて200円とさせていただくという改正でございます。

それから、第8条でございます。第8条は全文改正してございます。利用料の納入方法は、利用者負担施行規則第6条に定めるところによるというふうに改正をして、第9条でございますが、子育て支援センターを一時預かり保育所ということで改正をするというものでございます。

・議案第 18 号	それでは、附則でございます。52 ページでございます。この訓令は27 年4 月1 日から施行するというものでございます。なお53 ページ、54 ページの様式については、説明を省略させていただきます。以上でございます。 岩原委員長 ただいまの一時預かり保育の件ですが、今まで一時預かり事業だったものが、一時預かり保育事業という名目になり、それに伴っての要綱の変更ということになります。 これについて何かございませんか。 « 「ありません」という人あり » なければ、議案第 17 号を終わります。 続きまして、議案第 18 号洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会の設置規程の一部改正についてお願いいたします。 天野課長 58 ページでございます。議案第 18 号洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程の一部改正についてでございます。 洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。 この改正の理由でございますが、議案第 15 号と同じように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が27 年4 月1 日から施行されることによる所要の改正ということで、これも同じく関連でございます。 それでは、59 ページの新旧対照表で説明させていただきます。第3 条委員会でございますが、第3 条第2 項教育委員長を教育長に改め、第3 項をこれは並びを変えただけでございますが、委員は教育長、教育委員及び管理課長をもって充てるという改正でございます。 58 ページの附則に戻ります。1 この訓令は平成27 年4 月1 日から施行する。2 この訓令の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26 年法律第76 号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「旧法」という。）第16 条第1 項に定める教育長として現に在職している場合にあつては、その任期に係る教育長としての在職の間は、この改正規定は適用せず、なお従前の例によるということに経過措置を置くものでございます。以上でございます。 岩原委員長 何かご質問ございませんか。 « 「ありません」という人あり » なければ議案第 18 号を終わります。
・議案第 19 号	続きまして、議案第 19 号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正についてよろしく願います。 天野課長

それでは60ページでございます。議案第19号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正についてでございます。

修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。

この改正の理由でございますが、北海道教育委員会におきまして、修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間等の割振り等に関する要領の一部が改正され、平成27年4月1日から適用されることに伴い私も同様の要領を同じように改正するというものでございます。

改正の趣旨及び内容でございます。変型労働時間制の対象業務に追加をするという改正の内容となっておりまして、具体的には登校時の通学指導業務、それから校区内巡回業務、それから現場実習の引率業務が追加をされたということでございます。

具体的には62ページの新旧で説明させていただきます。新たに加わったということで、要領の中の2の定義の中で、5、6、7と3つ追加してございます。

この要領において、「登校時の通学指導業務」とは学校保健安全法第27条に基づく自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、児童生徒の登校時の安全指導・安全管理のため公務として従事する街頭での指導業務をいう。

6 この要領において、「校区内巡視業務」とは、学校保健安全法第27条に基づく自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、地域の祭典等における児童生徒の安全指導・安全管理のため、公務として従事する校区内での巡視業務をいう。

7 この要領において「現場実習の引率業務」とは、文部科学省が公示する特別支援学校学習指導要領に規定する産業現場等における実習（産業現場等における実習を他の教科等と合わせて実施する場合の作業学習を含む）において、生徒を引率する業務をいう。この3つを新たに加えたこと。

それから63ページになりますが、第3対象職員ですが、教頭の次に主幹教諭を新たに加えること。それから2の対象業務で先ほど言った（5）登校時の通学指導業務、（6）校区内巡視業務、（7）現場実習の引率業務が新たにこれらが加わる。それから第4としまして、第2、第3で「担当職員の」を「担当教職員に対し」ということで、それぞれ改めるというような改正内容となっているものでございます。

61ページに戻りまして附則でございます。この訓令は平成27年4月1日から施行するというものでございます。以上でございます。

岩原委員長

ただいまの議案第19号について、ご質問等ございませんか。

実際に現在、修学旅行に引率した場合、かなりの時間拘束されるという状況になるかと思いますが、その代替え休暇というものは、現在どのように

